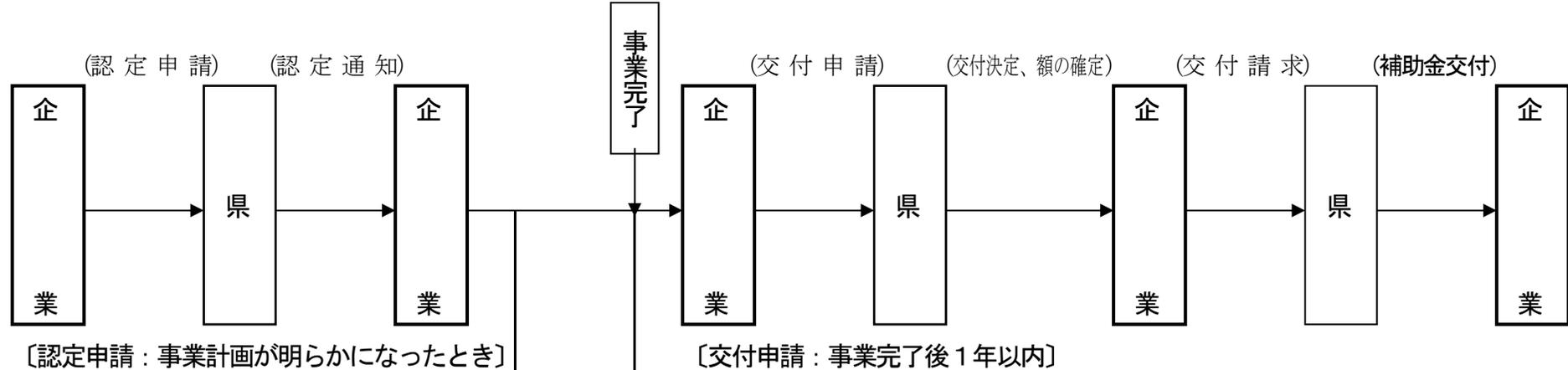


鳥取県企業分散立地支援補助金の交付手続フロー

補助対象事業の認定手続（要綱第4条）

交付手続（要綱第8条、第9条、第11条、）



※産業未来共創事業（成長・規模拡大型
又は一般投資型）又は先端的デジタル
活用企業立地促進事業の認定を受ける
必要あり

※人材定着支援費は事前に県と協議の上、随時交付申請が可能

〔認定辞退届〕（要綱第5条）

- ・ 建設計画の中・廃止、補助要件を満たさなくなったとき

〔認定変更申請〕（要綱第6条）

- ・ 補助対象経費の2割を超える増減